

社債権者への情報伝達インフラの整備について

平成 26 年 3 月 24 日
社債懇インフラWG

概 要

備 考

1. 基本的な考え方

- (1) 信用リスクが相対的に小さい企業に加えて、信用リスクが比較的大きい企業も含めた多様な企業による社債発行及び投資の拡大を図るため、社債権者が発行会社等からの情報に基づき判断を行い、社債権者の意思を結集することが容易となるような環境整備が必要である。このため、社債権者への各種情報の通知・連絡方法について整備・拡充を図る。
- (2) 当面、証券保管振替機構（以下「保振」という。）の現行制度である「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」の内容を拡充したガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）を策定し、現行のインフラを活用することにより上記(1)を実現する。
- (3) 新ガイドラインの対象は、原則、一般債振替制度で取り扱う公募社債とする。

2. 社債権者への通知・連絡方法の整備（現行ガイドラインの拡充）

新ガイドラインで定めるべき利用目的・通知事項・利用者は下記のとおりとすることとする。

- 現行ガイドラインでは、社債権者集会の開催が確実に見込まれる場合の利用に限られているが、項番2のとおり、連絡事項、利用者を追加・明確化する。

概 要	備 考
<p>(1) 社債権者集会に関する事項の連絡</p> <p>① 発行会社や社債権者が社債権者集会を開催するために必要と考えられる下記事項の連絡については、社債権者集会の開催にかかわらず、新ガイドラインに基づく通知インフラ（以下「本インフラ」という。）の利用を認めることとする。</p> <p>イ．発行会社による社債権者への事前説明</p> <p>ロ．社債権者集会招集のための意向確認</p> <p>② 利用者は、発行会社・破産管財人等、社債管理者、社債権者、社債管理人（仮称）とする。</p> <p>(2) 社債デフォルト時における情報の連絡</p> <p>① 社債がデフォルトし法的整理等を開始した際において、社債権者が債権の保全・回収に必要な情報の提供、及び発行会社・破産管財人等における法的整理等を円滑に進めるために必要な下記事項の社債権者への連絡については、本インフラの利用を認めることとする。</p> <p>イ．法的整理等の手続開始</p> <p>ロ．債権者説明会の開催</p> <p>ハ．破産管財人等への連絡先その他情報の提供依頼</p> <p>ニ．債権届出に関する情報</p>	<p>○ 現行ガイドラインに、左記イ及びロを追加する。</p> <p>○ 社債権者の利用については、本インフラの濫用及び目的外利用等を回避するため、① 社債権者集会の招集権を持つ社債総額の10分の1以上保有者とする、② その他の具体的方策について検討する。</p> <p>○ 破産管財人等は、更生管財人、再生管財人を含む。</p> <p>○ 左記事項については、現行制度の下、発行会社・破産管財人等の依頼に基づき通知が行われており、新ガイドラインで明確化する。</p>

概 要

備 考

- ホ. 債権者集会の開催（出席、議決権行使の依頼を含む）
- ② 利用者は、発行会社・破産管財人等、社債管理者、社債管理人（仮称）とする。
- (3) 社債要項に定める通知事項の連絡
- ① 社債要項に定める通知事項のうち、社債権者にとって有益又は社債権者の投資判断に影響を及ぼすことが考えられる重要な下記事項で、かつ一般に公表された情報の通知を目的とする連絡については、本インフラの利用を認めることとする。
- イ. 組織再編の際の社債の取扱い
- ロ. コベナンツへの抵触
- ハ. 期限の利益喪失
- ② 利用者は、発行会社、社債管理者、社債管理人（仮称）とする。
- (4) 発行会社の債務再編に係る事項の連絡
- ① 発行会社の債務再編が柔軟に行われるよう、例えば、下記の際、発行会社が、通知及び社債権者の意向確認のため、本インフラの利用を認めることとする。
- イ. 社債の買入及び取得
- ロ. 私的整理
- ② 利用者は、発行会社とする。

- 左記事項について、新ガイドラインに定める。
- 本インフラの利用による通知は、法定開示・適時開示で認められた通知方法（新聞、ホームページ上での公表等）に代替するものではなく、当該情報を社債権者に伝達するための補完的な通知方法と位置付ける。
- 証券会社（口座管理機関）から顧客（社債権者）への通知・連絡は、現状行われている郵送、メール等の方法による。
- 左記事項について、新ガイドラインに定める。

概 要

備 考

3. 社債権者からの照会等への対応

本インフラを利用した連絡事項に関し、連絡後の社債権者からの照会等に対しては、本インフラの利用者が説明義務を負い、保振及び口座管理機関は説明義務を負わない旨、明確化することとする。

4. 費用負担

本インフラの利用における費用負担については、原則利用者負担とし、利用実績等を踏まえ、費用のあり方について検討を行う。

5. ガイドラインの見直し

日本証券業協会及び保振は、原則として3年毎に、新ガイドラインの内容及び費用負担等の見直しを行う。

6. 今後の取組み

日本証券業協会は、上記2～4の項目について、保振に対して検討を要請する。

- 項番2の業務については、保振の兼業業務に該当する可能性もあるため、保振の対応可否については、監督官庁の協力を得て、検討を行う必要がある。
- 保振・口座管理機関間の情報伝達スキーム等の実務的検討は、保振の「一般債小委員会」において行う予定である。なお、社債管理人（仮称）の利用については、社債

概 要

備 考

管理人制度の検討状況に併せて、措置する。

以 上

社債権者への情報伝達インフラ（概念図）

【通知・連絡事項】

(1) 社債権者集会に関する事項

- イ. 発行会社による社債権者への事前説明
- ロ. 社債権者集会招集のための意向確認

(2) 社債デフォルト時における情報

- イ. 法的整理等の手続開始
- ロ. 債権者説明会の開催
- ハ. 破産管財人等への連絡先その他情報の提供依頼
- ニ. 債権届出に関する情報
- ホ. 債権者集会の開催（出席、議決権行使の依頼を含む）

(3) 社債要項に定める通知事項

- イ. 組織再編の際の社債の取扱い
- ロ. コベナントへの抵触
- ハ. 期限の利益喪失

(4) 発行会社の債務再編に係る事項

- イ. 社債の買入及び取得
- ロ. 私的整理

